

府政共生第 38 号
平成 29 年 1 月 13 日

青少年の非行・被害防止全国強調月間
御協力・御協賛団体 御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備担当)

平成 29 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における普及啓発活動等の御協力について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、例年 7 月に実施しております「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を始め、当府が推進しております施策全般におきまして、各般にわたり多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて内閣府及び関係省庁におきましては春の卒業・進学・新入学の時期を迎えるに当たり、昨年に引き続き、別紙のとおり平成 29 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することとしました。

つきましては、貴台におかれましても、同趣旨に御賛同いただき、関係者、関係団体に本取組について周知いただくとともに、青少年や保護者と接する機会等を通じ、青少年のインターネットの安全・安心な利用のための普及啓発活動等、幅広い御協力をいただきますようよろしくお願い致します。

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
青少年環境整備担当 田嶋・森本
TEL 03-5253-2111(内線38258)
03-6257-1442(直通)

(別紙)

平成29年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっている。

しかし、その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しているところである。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成29年2月～5月

3 参加府省庁

内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省